



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社ベネフィット・ワン
代表者名 代表取締役社長 白石 徳生
(コード番号 2412 東証第二部)
問合わせ先 常務取締役経営管理部長
管理担当 小山茂和
(TEL. 03-4360-3159)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる株券電子化)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。(現行定款第 7 条、変更後の定款第 7 条、同第 8 条、同附則第 1 条～第 3 条)

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更の為の株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日) |

以上

《別紙》 変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 8 条 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）の氏名等株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）の記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 9 条 (省略)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">② (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 1 0 条～第 3 6 条 (省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 7 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 8 条 (現行どおり)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">② (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 9 条～第 3 5 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則は、平成 2 2 年 1 月 6 日にこれを削除するものとする。</u></p>